

「手賀さんち」 Q & A

Q. 全国どこの事業者の加工品・メニューでも、地元食材を使用していれば手賀さんちの認定対象となりますか。

A. 加工品については事業者の所在地は問いませんが、地産地消メニューについては、柏市、我孫子市又は印西市に所在する飲食店がそのお店で調理・提供するメニューを認定対象としているため、それ以外の地域に所在する飲食店の皆様は申請できません。

Q. ワインやジュース等、飲料も対象となりますか。

A. 原料に地元農林水産物を使用していれば飲料も対象となります。

Q. 季節の地元農林水産物を使用しているなどの、期間限定メニューでも対象となりますか。

A. 期間限定メニューも対象となります。ただし、原則としてイベント等で1日限りの提供となる場合は対象となりません。

Q. 地元農林水産物の使用する分量や割合の規定はありますか。

A. 分量や割合の規定はありません。申請ごとに認定基準に照らして審査を行います。

Q. 認定基準のうち「認定事業者が、自ら運営するウェブサイトや加工品等の販売・提供施設等で手賀沼・手賀川周辺地域や地元農林水産物の魅力・特徴を積極的にPR」とは、具体的にどのようなものでしょうか。

A. ウェブサイトやSNS、販売・提供施設等で認定された加工品・地産地消メニューをPRしていただくことや、店頭や店内、加工品やメニュー表に「手賀さんち」の周知啓発資材（ロゴデザインのステッカーや卓上三角POPを想定）を貼付・設置していただくこと等を想定しています。なお、自らが運営するウェブサイトやSNSがない場合でも申請は可能です。

Q. 認定の有効期間や更新手続はありますか。

A. 認定に係る有効期間は設けていないので、更新手続もありません。認定された加工品等の内容に変更が生じたときや販売・提供の中止など、手賀さんち認定制度実施要綱第10条及び第11条に該当する場合にはお知らせください。

なお、手賀沼・手賀川活用推進協議会から年に1回程度、認定内容の変更の有無等について確認させていただく場合がありますので、その際は御協力をお願いします。